平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	２４

府 省 庁 名　国 土 交 通 省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	認定長期優良住宅に係る軽減措置の延長
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 耐久性、耐震性及び可変性を備えた質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、認定長期優良住宅に係る不動産取得税及び固定資産税について、以下のとおり軽減措置の特例を２年間延長する。 ・特例措置の内容 〇不動産取得税：新築住宅：課税標準から 1300 万円控除 〇固定資産税　：中高層耐火建築物以外の住宅 新築から１～５年目　１／２　減額 中高層耐火建築物である住宅 新築から１～７年目　１／２　減額
関係条文	地方税法第 73 条の 14、地方税法附則第 11 条、第 15 条の７
要望理由	人口減少社会が到来し、環境問題、資源エネルギー問題がますます深刻化する中で、これまでの「住宅をつくっては壊す」社会から「いいものを長く大切に使う」社会への移行が求められており、住宅政策においても、住宅ストックの質を高めるとともに、一定の品質を備えた住宅の取得・流通を通じ、国民の多様な居住ニーズに対応した豊かな住生活の実現を目指す必要がある。 しかしながら、日本の滅失住宅の平均築後年数は他国に比べ著しく短い状況であるほか（米 55 年、英 77 年に対し、日本は 30 年）、既存住宅ストックの流通量も極めて低い水準に留まっているのが現状である（全住宅取引に占める既存住宅取引の割合は、米 77.6%、英 88.8%、仏 66.4%に対し、日本は 13.1%）。 住生活基本法及び住生活基本計画を踏まえ、質の高い住宅ストックの形成を進めるとともに、良質な住宅が円滑に取得・流通される市場を整備し、成熟社会にふさわしい豊かな住生活の実現を図ることが求められているが、そのためには、取得コストの増加が見込まれる認定長期優良住宅に係る取得負担の軽減を図り、普及を促進することが必要である。
減収見込額	（初年度）　－　（２４８）　（平年度）　－　（４５９１）　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税 住宅ローン減税制度 長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 ・融資、補助金その他
地方税以外の措置　22 年度の要望	・国税 本件と同様の要望（連動） ・融資、補助金その他 環境・リフォーム推進事業　330 億円の内数 木のまち・木のいえ整備促進事業　50 億円の内数
過去の要望経緯	平成 20 年度創設
本要望に対応する縮減案	－